平成２３年（フ）第２２６号
栃木県宇都宮市陽南４丁目１番６号　宮原市営住宅６号棟204号室
債務者　津川ゆり子
1　決定年月日時　平成23年４月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月27日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第２３５号
栃木県宇都宮市伝馬町４番14号
債務者　大吉　雅士
1　決定年月日時　平成23年４月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月20日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第２３９号
栃木県宇都宮市松風台1159番地176
債務者　清野　國雄
1　決定年月日時　平成23年４月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月27日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第２４０号
栃木県宇都宮市松風台1159番地176
債務者　清野　浩子
1　決定年月日時　平成23年４月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月27日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第１５６号
静岡県磐田市壱貫地100番地１　浜松ホトニクス寮
債務者　西澤　千草
1　決定年月日時　平成23年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月17日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第１５７号
静岡県磐田市壱貫地100番地１　浜松ホトニクス寮
債務者　西澤　英二
1　決定年月日時　平成23年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月17日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第１８６号
静岡県浜松市東区大蒲町91番地の16コーポ宏東Ａ―103
債務者　重村　千香
1　決定年月日時　平成23年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月17日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第１９２号
静岡県浜松市東区大瀬町861番地の１パティオさぎの宮２号、前住所静岡県浜松市浜北区根堅2238番地の１
債務者　匂坂　貴子
1　決定年月日時　平成23年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月17日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第１９４号
静岡県湖西市南台２丁目３番67号
債務者　伴　　秀子
1　決定年月日時　平成23年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月17日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第１４０号
岡山市中区倉田371番地１　有限会社山本水産輸送内
債務者　有吉　誠司（旧姓林）
1　決定年月日時　平成23年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月24日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１６１号
岡山市東区藤井247番地36、旧住所岡山市東区城東台東１丁目６番15号
債務者　五十嵐義光
1　決定年月日時　平成23年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月24日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８６号
釧路市駒場町11番174号
債務者　甲田　芳夫
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月22日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第４３号
愛知県豊田市曙町１―29　ｅｉｅ曙302、住民票上の住所三重県桑名市大字西方2668番地
債務者　石崎　仁也
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月６日午後１時50分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第１１２号
北海道士別市大通西６丁目712番地
債務者　相山　洋子
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月29日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１２０号
青森市本泉１丁目11番15号
債務者　派谷　隆子
1　決定年月日時　平成23年４月18日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月20日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係